

## ○長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る 公共工事の前金払に関する取扱要領

〔令和2年4月1日  
制 定〕

(趣旨)

**第1** 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた、保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払をする場合においては、この要領の定めるところにより取扱うものとする。

(範囲)

**第2** 前金払のできる範囲は、次に定めるところによる。

1 件の請負代金額が500万円以上の建設工事で、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費

(割合)

**第3** 前金払のできる割合は次に定めるところによる。

請負代金額の10分の4以内の額

- 2 前金払をした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、さきに支払った前払金の額をこえない範囲内において、変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に達するまでは、これを前金払として認めることができる。
- 3 契約締結にあたり理事長は、財政事情等を充分考慮して前金払の割合を定めなければならない。

(保証証書の寄託及び保管等)

- 第4** 理事長が、前払金保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については預り証(別記様式)を発行しその指定する職員に保管させるものとし、保証証書の写し1通は支出証拠書類とし、他の写し1通は関係書類に添付するものとする。
- 2 保証証書は、当該工事が完成し、受注者の債務が完済された後に預り証と引換えに当該受注者に返還するものとする。

（前払金管理及び使途の監査）

**第5** 支払済の前払金については、その管理及び使途について、法第27条及び前払金保証約款第15条の規定に基づいて保証事業会社をして厳正な監査を行なわせるとともに、次の各号に定める処置をとるものとする。

- （1） 理事長は、受注者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があったときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。
- （2） 前払金の使途が適正でないとき認めるときは保証事業会社をして爾後の前払金の払出を中止させること。

（保証金の請求）

**第6** 保証金の請求をするときは、保証金請求書に当該請負契約解除時の出来形調書、保証証書（変更保証証書を含む。）の原本及びその他参考となるべき書類を添えて保証事業会社に請求の手続きをするものとする。

（前払をした場合の部分払）

**第7** 前払をした工事について部分払をするときは、次の算式により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} \leq \text{既済部分に対する請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 2 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は、前項の算式で得た金額から前回まで部分払金額を差し引いた金額とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(別記様式)

## 保証証書預り証

○住公長 第 号  
令和 年 月 日

様

長野県住宅供給公社  
理事長

⑩

下記のとおり保証証書をお預りします。

### 記

1 保証契約者

住所

商号

氏名

2 保証契約番号

3 保証会社名

東日本建設業保証株式会社

4 保証期間

年 月 日から

年 月 日まで

5 保証金額

金 円

6 工事名

7 工事場所

# 前払金請求書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 様

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

前払金保証証書を添付のうえ、下記のとおり前払金を請求します。

記

金 円

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

4. 請負代金額

5. 送 金 先

金融機関名	支店名	預金種別	預金口座名義 (※)	預金口座番号
			※金融機関に登録されたカタカナ表記で記入	